

## 後漢代の会稽郡の豪族について

大川 富士夫

### 一 はじめに

六朝貴族制が漢代以降成長を遂げた豪族社会を背景とし、豪族層の階層分化によって生じた士大夫社会を社会的基盤としていることは、この貴族制が郷論に依拠している点からも自明のこととされる。しかし郷党の清議はあくまで豪族勢力の志向する社会秩序の地域的表現であるから、各地の豪族勢力の発展状況の地域差をふまえて、士大夫社会の性格を考察する必要がある。

後漢代は、光武帝の創業に協力した南陽の豪族の台頭が顕著となるが、豪族勢力が最も発展したのは関東地域であり、<sup>(2)</sup> 関東でも、とくに河南の潁川・汝南や河北の幽州・冀州・青州の三州での豪族勢力の成長が著しかった。<sup>(3)</sup> 両地域の豪族は後漢末に党錮事件を契機としていわゆる清流派とよばれる士大夫グループを形成したことも周知の通りである。川勝義雄氏は、これらの清流士人による政治運動は、潁川の陳氏・荀氏を中心とする潁川グループと孔融を中心とする北海グループを中核とした郷論主義的抵抗運動ととらえられているが、<sup>(4)</sup> すでに勝村哲也氏や佐竹靖彦氏が指摘す

るように、実際には同じ清流士人グループでも、その属する士大夫や豪族の在り方・性格に地域的相違が看取される<sup>(5)</sup>のである。

豪族とは大族・著姓とよばれる同族的結合を主軸として、豪傑・豪俠などの任俠的性格と富室と表現される経済的側面とをあわせもつものである<sup>(6)</sup>が、さらに、「世々冠族」と記されるように、高官の家系といった性格が複合したものである。具体的には、多数の僮僕あるいは部曲を擁して富裕な経済力を持つ有力戸を指し、「宗族数百家」の語が示すように、この有力戸たる豪族が同地域に居住する同族の戸を同宗意識によって結合し、さらに異姓の小農民をもこれに包摂していくことによって在地勢力となったものである<sup>(7)</sup>。したがって豪族には豪俠富室が「宗族横恣、賓客放縱」で百姓を侵犯したというような実力で郷里に君臨する立場もあるが、それだけでなく、宗族郷党に振恤し、その保護者の役割を果すことも少なくない<sup>(8)</sup>。この郷里社会における豪族・小農民間の再生産構造と豪族の郷村保護者あるいは秩序維持者の性格との関連についてはここではとりあげないが、後漢末の郷論の場において清流派豪族が高い声誉を得たのは、かれらが富殖的豪族でなく、儒教的教養とイデオロギーをもつ礼教的豪族であったからに他ならない。そしてこの礼教的豪族が郷里への施与などの実践活動を通じて郷論に支持され、「民の望」という声価を得たものがいわゆる名士とされていったのである。したがって、後漢代の豪族勢力の地域的性格は、このような儒教的教養をもち礼教的秩序の確立をめざす士人のあらわれ方と深くかかわっているものといえよう。

筆者はさきに、孫呉政権のもとで大族として成長した呉の四姓について、それらが江南開発過程で武装自営能力をもつ開発営田型の土着豪族勢力として発展したことを考察した<sup>(10)</sup>が、本稿はその補論として、後漢代の会稽郡の豪族勢力の立場と性格を、礼教的知識人の成長を手がかりとして明らかにすることとしたい。

## 二 会稽郡の地域性

さて、前漢末以来、河南・河北地域が、当時の中国でも最も豪族勢力の発展した最先進地域であったのに対して、同時代の江南は後進的な未開発地域であったといわれる。周知の如く『史記』卷一二九貨殖列伝には

総之、楚越之地、地広人希、飯稻羹魚、或火耕水耨。果隋蠃蛤、不待賈而足。地勢饒食、無飢饉之患。以故皆穡偷生、無積聚而多貧。是故江淮以南、無凍餓之人、亦無千金之家。沂、泗水以北、宜五穀桑麻六畜、地小人衆、數被水旱之害、民好畜藏。故秦・夏・梁・魯、好農而重民。三河・宛・陳亦然、加以商賈。齊・趙設智巧、仰機利。燕・代田畜而事蚕。

とあり、「地小人衆」の華北は農業生産力を高めて備荒貯蓄にとめるが、「地広人稀」な江淮以南では水産物など自然の豊富な物産に恵まれ、備蓄の必要がなかったから、人民は貧しく、農耕も未発達であったという。あたかも原始的な無階級社会のように記述されているこの江淮以南の地域は、元来、越族の故地であり、漢民族の勢力圏外であった。

『漢書』卷二八下地理志によると

漢興、高祖王兄子濞、於吳、招致天下之娛游子弟。枚乘・鄒陽・嚴夫子之徒、興於文景之際。而淮南王安亦都壽春、招賓客著書。而吳有嚴助・朱買臣、貴顯漢朝。文辭並發、故世伝楚辭。(中略)江南卑湿、丈夫多天。

と、会稽地方の呉王濞や淮南王安の治所に集まった漢人社会から前漢代にも名臣が出てきたとしている。漢人社会は越族の勢力の強い会稽地方の政治的拠点に形成され、いわば辺境の蛮族地域に建設された局地的な漢人植民地であったように思われる。そしてこのような性格はその後の会稽の漢族社会の発展を特徴づけるものとして注意されよう。

前漢時代、会稽郡南部に立てられていた東甌国や閩越国は、武帝代に平定され、後世の患とならないように、その民は険阻な山谷から江淮地方に強制的に移住させられたといわれる。<sup>(11)</sup>しかしこれによって越族が漢文化に同化し、越族としての活動をやめたわけではない。会稽郡の疆域は江蘇・浙江・福建の三省にまたがり後漢代の郡治山陰県周辺の沿海地域以外は広大な山谷地域であり、地勢険阻な会稽東南部にひそむ越族などの山民は容易に同化しうるものはなかった。『呉志』卷一二虞翻伝の注に引かれる『会稽典録』に、孫亮の時代に会稽山陰の人朱育が太守濮陽興に会稽郡の沿革について次のように述べている。

対曰、……景帝四年、濞反誅、乃復為会稽郡、治於呉。元鼎五年、除東越、因以其地為治。并屬於此。而立東部都尉、後徙章安。陽朔元年、又徙治鄞。或有寇害、復徙句章。到永建四年、劉府君上書、浙江之北、以為呉郡、会稽還治山陰。

右の記事のうち、「元鼎五年、除東越」は『漢書』武帝記によれば、元封元年(110)のことであり、また「因以其地為治」の治は、『漢書』地理志で、顔師固が「本閩越地」と注する「治」のことである。会稽郡では、錢唐に西部都尉を、回浦に南部都尉を置くとともに、東越の故地に治県を設け、東部都尉に管掌させたのである。辺郡の都尉は、劇賊を鎮撫する為に治民権を与えられた臨時の官で、<sup>(12)</sup>東部都尉がその治所を、治(後漢初、章安と改む)より鄞・句章と転々と移動しているのは、会稽郡が辺郡として、いかに閩越などの寇害に悩まされていたかを物語るものといえよう。会稽郡は、後漢の順帝の永建四年(129)、浙江を境に、西部の呉郡と、東部の会稽郡に分けられ、さらに呉代の太平二年(257)二月、閩越の故地にあたる会稽東部に臨海郡が設けられている。<sup>(13)</sup>後漢末より呉代に、ひとり会稽郡だけでなく揚州全域にわたって活動し大きな脅威となった山越も、その一部に「逋亡宿惡」といわれる漢族を含むにしても、その主体が険阻な山谷を舞台とした原住民の非漢民族であったことは疑いない。『呉志』卷十五賀齊伝には、

後漢末の会稽郡剡県でおこった土豪誅伐事件を次のように伝えている。

賀斉字公苗、会稽山陰人也。少為郡吏、守剡長。県吏斯從輕俠為姦。齊欲治之。主簿諫曰、「從県之大族、山越所附。今日治之、明日寇至。」齊聞大怒、便立斬從。從族党遂相糾合、衆千余人、拳兵攻県。齊率吏民、開城門突擊、大破之、威震山越。

剡県の豪族斯從が山越と結んで姦悪をなしていたのを賀斉が討伐したという事件であるが、山陰県の南方にある剡県は、当時原住民の山越と接する辺境の第一線基地の観がある。この事件は山越と気脈を通ずる豪族が羽振りを利用していたフロンティアの状況を如実に物語るものである。

ところで、『漢書』卷二八地理志は、前掲の『史記』貨殖列伝と同巧異曲の記事をのせ、また『後漢書』郡国志以下の『晋書』『宋書』『齊書』の州郡志は郡県の改異の記述に止まり、『隋書』卷三一地理志にも、『史記』『漢書』とほぼ同内容の記事をのせたあとに、

然数郡川沢沃衍、有海陸之饒、珍異所聚。故商賈並湊。

とあるのみで、賀斉伝にみたような江南の状況記述は全く見出すことができない。しかし、前述のように、漢代の江南が広大な越族の分布地域と局地的な漢人入植者の居住地域とによって構成されていたのは事実である。現実に越族と漢族との交渉・混血・同化が進行していたとしても、この両者の社会を同じレベルのものにとらえ、ただ一律に人口密度が稀薄な階級未分化の社会、あるいは自給自足的な経済社会とすることは正しくない。たとえば、江南の粗放な水稻栽培とされる「火耕水耨」は後漢の応邵の注に「草を焼き、水を下して稲を種う。草と稲並び生ず。高七八寸。よって悉くこれを芟去す。又水を下してこれを灌す。草死にひとり稲のみ長ず。いわゆる火耕水耨なり」と説明されるが、その稲作技術については直播休閒説・直播連作説などが対立し、いまだに定説がない。<sup>14)</sup> フロンティアの漢人植

民地の状況からいえば、この「火耕水耨」とよばれる江南の焼畑・水田農耕も、越族地域の原始的で粗放な低湿地の水稻栽培から、漢民族社会でみられる陂や湖と結びついた進んだ灌漑農法まで、幅の広い稲作技術をさした呼称ではなかったかと思われる。

後漢の中頃、会稽・山陰県界に灌漑を目的として設けられた鏡湖について、

漢順帝永和五年（140）、会稽太守馬臻創立鏡湖、在会稽・山陰兩県界。築塘蓄水、高丈余。田又高海丈余。若水少則泄湖灌田、如水多則開湖泄田中水入海。所以無凶年。隄塘周廻五百一十里、溉田九千余頃。

創湖之始、多淹塚宅。有千余人怨訴於台。臻遂被刑於市。及台中遣使按鞫、総不見人。驗籍、皆是先死亡人之名。

とあるの<sup>(15)</sup>によれば、鏡湖は塚墓を水没させて建設した人造湖である。この地方の河川の多くは短直急流、したがって水潦の時は大水となり、早時には水涸れが起こるので、水田より高い場所の湖に蓄水して旱魃に備えたのであるが、こうした九千余頃に溉田するという大規模な水利施設は明らかに華北的灌漑農業技術の移入を証するものである。私見によれば、後漢代の江南の開発は循吏の教化活動に負うところが<sup>(16)</sup>大であった。光武帝の初期、会稽都尉となった南陽郡宛県出身の任延が、九真太守に転じた時のこととして、『後漢書』循吏列伝六六に、

九真俗以射獵為業、不知牛耕。民常告糴交趾、每致困乏。延乃令鑄作田器、教之墾闢。田疇歲々開広、百姓充給。又駱越之民、無嫁娶礼法。各因淫好、無適对匹、不識父子之性、夫婦之道。延乃移書屬県、各使男年二十至五十、女年十五至四十、皆以年齒相配。其貧無礼娉、令長吏以下各省奉禄以賑助之。同時相娶者二千余人。是歳風雨順節、穀稼豊衍。其産子者、始知種姓。

とある。任延が会稽に着任した更始元年（23）は、赤眉の乱のさなかで、乱を避けて江南に逃れてきた華北士人によって、「会稽すこぶる多士を称す」といわれた時期である。任延はこれらの賢士大夫を礼遇し、孝子を慰勉するなど

の礼教政治を行ったという。循吏の任延が九真で農耕を知らない原住民に牛耕の法・農具の製作・嫁娶の礼を教えたのは、勸農政策によって未開の蛮民を編戸の小農民として把握し、かれらを郷里共同体にくみこむためであるが、その窮極の目的は、任延が会稽で行なったように礼教社会の実現にある。建初八年（82）、廬江太守となった循吏王景についても、『後漢書』循吏列伝六六に、

明年、遷廬江太守。先是百姓不知牛耕、致地力有余而食常不足。郡界有楚相係叔敖所起芍陂稻田。景乃驅率吏民、修起蕪廢、教用犁耕。由是墾闢倍多、境内豊給。遂銘石刻誓、令民知常禁。又訓令蠶織、為作法制、皆著於郷亭。

廬江伝其文辞。

とある。王景は易学や天文術数に通じ、伎芸とくに水利技術の埒流法に長じていたといわれるが、廬江の芍陂の稻田を開広するに当って牛犂耕を教えている。編戸確保のために農業技術の振興をはかることは、酷吏の場合も同じで、南陽新野出身の樊曄は、建武初（25）、河東郡においては、大姓馬適匡らの弾圧に辣腕を振ったが、揚州では、

数年、遷揚州牧、教民耕田種樹理家之術、視事十余年、坐法左軹軹長。<sup>17)</sup>

とある。任延・樊曄の出身地南陽郡は、当時、豪族勢力が最も発展していた地域であり、そうした華北先進地域の牛力を用いた農耕技術が循吏・酷吏の活躍によって江南に伝えられていたのである。そうだとすると、江南の水稲栽培の総称である「火耕水耨」は、会稽山陰の灌漑農業、廬江芍陂の稻田、あるいは九真の駱越の民の農耕に至るまで、華北の先進農耕技術と江南各地の農業条件とが結びついて成立した江南の水稲栽培技術の総称といえよう。

このような水稲技術の地域差をとまなう展開は、同時に江南社会の開発状況の地域差を暗示するものである。次に会稽郡が揚州地域の開発の中でいかなる位置を占めていたかを考察することとしたい。

### 三 会稽郡の開発状況

会稽郡の沿岸地域すなわち、揚子江・浙江の下流域には、漢代を通じて二三十万の編戸が確認され、人口は百万人を超えている。この漢人社会の状況を知る手がかりとなる統計数字は、『漢書』地理志の前漢平帝の元始二年（B.C. 2）の戸口統計と『後漢書』郡国志の後漢順帝の永和五年（140）の戸口統計だけである。漢代の戸口調査はかなり厳格に行なわれたとされているが、後者の「郡国志」の統計数字の信頼性については疑問が提示されている。<sup>(18)</sup>しかし、江南の揚州については、毎戸の平均口数が、全国平均の五人前後に近似しており、とくに不自然であるとは思われない。

第一表は、後漢の揚州六郡について、その人口数・人口密度を、前漢の推定値と比較したものである。周知の通り、『漢書』地理志と『後漢書』郡国志とは、領県に出入があり、その面積は同一ではない。ここでは、勞榦氏の「兩漢郡国面積之估計及口数増減之推測」（歴史語言研究所集刊五ノ二）で測定された後漢郡国の面積（第一表A）を基準として、前後漢の人口数と人口密度を比較することとした。すなわち、第一表の揚州六郡の領県数および後漢戸数(B)、後漢人口数(C)は『後漢書』郡国志記載の各郡の統計数字であるが、前漢の各郡の人口数(D)は、『漢書』地理志記載の各郡の統計の実数ではなく、後漢の揚州六郡の疆域を基準とし、その区域に居住したと推定される前漢人口の推定値である。ちなみに、勞榦氏は、この後漢郡域内の前漢代居住人口を、前漢の各郡国ごとに一県平均人口を求め、これに後漢各郡国の県数を乗じて算出され、妥当な推定値であると考えられる。

まず郡県に著籍された人口数からみると、揚州全体では前漢の三百二十六万に対し後漢は四百三十三万余人（対前漢比（133%））で百万余の増加である。これを第三表の郡国全体の前漢五千七十四万九千九十七・後漢四千二百四十



〔第一表〕 揚州六郡人口比較

項目	面積 (平方料)	後漢戸数	後漢人口数	前漢人口数	対前漢比 $\frac{C}{D} \times 100$	前漢人口密度 $\frac{D}{A}$	後漢人口密度 $\frac{C}{A}$	後漢家族規模 $\frac{C}{B}$
後漢郡名 (県数)	A	B	C	D	%			
九江郡 (14)	37,710	89,436	432,426	835,397	52	22.2	11.4	4,835
丹陽郡 (16)	56,875	136,518	630,545	405,170	156	7.1	11.1	4,619
廬江郡 (14)	42,300	101,392	424,683	635,949	62	15.0	10.0	4,189
会稽郡 (14)	68,670	123,090	481,196	516,309	93	7.5	7.1	3,909
吳郡 (13)	38,790	164,164	700,782	516,295	136	13.3	18.1	4,269
子章郡 (21)	174,960	406,496	1,668,906	351,985	495	2.0	6.7	4,115
計 (91)	419,305	1,021,096	4,338,538	3,261,105	133	7.8	10.3	4,323

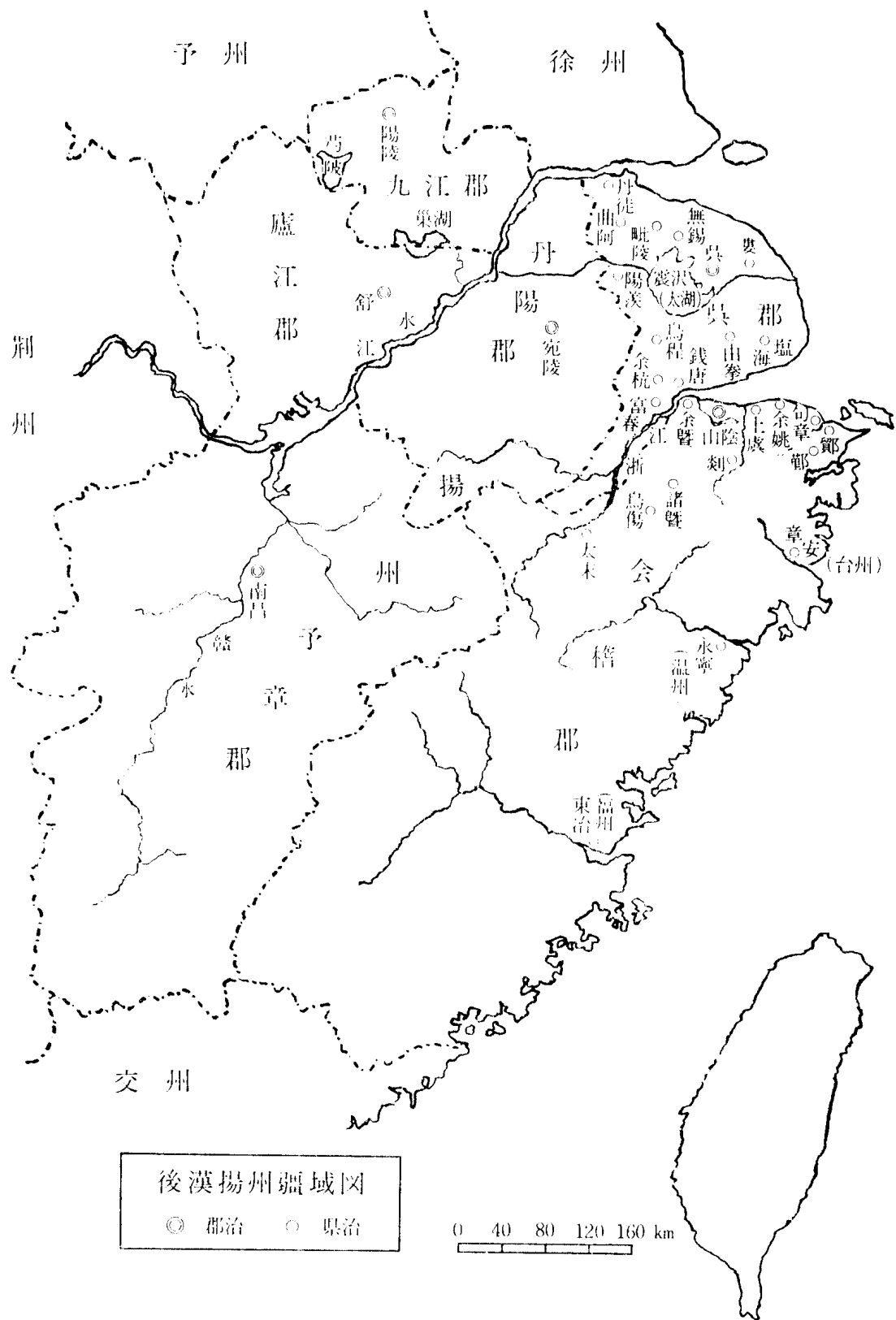
(注) 会稽郡の面積は閩中を除いたもの。福建全境を含めば 503,470平方料となり、人口密度は 1.0, 0.9人となる。

〔第二表〕 潁川郡・汝南郡人口比較 (項目の区分は第一表と同じ)

潁川郡 (17)	11,070	263,440	1,436,513	2,210,973	65%	199.7	129.7	5,453
汝南郡 (37)	34,470	404,443	2,100,788	2,637,436	79	76.5	60.9	5,194

〔第三表〕 全国人口比較

前漢全国人口数	後漢全国人口数	後漢人口の対前漢比	前漢人口密度 全国平均	後漢人口密度 全国平均	後漢人口密度の対前漢比
50,749,097	42,438,084	83.6%	48.32	36.8	76.1%



三万八千八十四（対前漢比83.6%）に比べると後漢代の揚州はかなりの人口増加地域であったことが知られる。この傾向は揚州六郡中、とくに丹陽郡（156%）呉郡（136%）予章郡（495%）に顕著であるが、一平方キロメートル当りの人口密度で比べると、全国平均が、前漢四十八・三人、後漢三十六・八人に対し、これらの三郡は何れも二十人以下で、人口が五倍に達している激増地域の子章郡の場合は、人口密度がわずかに前漢二・〇人、後漢六・七人であるから、この後漢代の揚州の人口の増加傾向は移住等によって未開発な江南の漢人社会が徐々に拡大していたという一般的傾向を反映したものにすぎない。後漢代の人口密度が十人以上の郡は、揚子江以北の九江郡・廬江郡と揚子江に南接する呉郡と丹陽郡であるが、これは江南の漢人社会が北から南へ向って植民開発された地域であることを明確に表現しているものといえよう。また前記の人口増加地域の、丹陽郡・呉郡・予章郡とは反対に、後漢代の九江郡・廬江郡の人口数は、全国の対前漢比83.6%を下回る52%・62%となっている。この二郡の著籍人口数および人口密度の前漢より後漢への減少傾向は、第二表の華北の先進地域の潁川郡（対前漢比95%）汝南郡（対漢比79%）と軌を一にするものである。

以上の観察に従えば、前漢代の会稽郡に分設された後漢の呉郡・会稽郡は、それぞれ、呉郡が丹陽郡・予章郡の傾向と類似し、会稽郡が九江郡・廬江郡のそれと似ている。呉・会両地域の漢人社会はその立地条件の相違によって、前者が流動的に膨脹し続けているのに対し、後者は、人口数・人口密度とも変化せず比較的安定した社会であったことに注意される。後漢の呉郡・会稽郡の分設は、順帝の永建四年（129）であり、『後漢書』郡国志の統計は、その十一年後の永和五年（140）であるから、この傾向は、前漢末の変動を経て後漢朝が崩壊期に入るまでの両地域の開発の方向性を示すものといえよう。

呉郡については姑くおき、後漢の会稽郡十四県についてみると、福建省の東冶のほかの十三県はすべて浙江省の沿

海沿江の県である（後漢揚州疆域図参照）。このうち、甬江口の鄞県、台州湾の章安県・温州湾の永寧県、曹娥江上流の剡県および浙江上流の烏傷県などは秦漢代に、閩越の故地を征服して設けられた新県であるが、北部沿海地域の山陰・諸暨・余暨・上虞・余姚・句章・鄞および浙江中流の太末の八県はいずれも越王句踐のとき以来の城邑に起源をもつ、いわゆる旧県である。会稽全体としては、南部に未開発の広大な越族分布地域を含むが、会稽北部の旧県地域は、すでに戦国以前の既開発地域であったのである。

#### 四 会稽郡における士人社会

先ず、華北から移住して土着した漢人からとりあげてみると、前漢末西域都護鄭吉や後漢の太尉鄭弘を出した山陰県の大姓鄭氏について『後漢書』列伝二三鄭弘伝注にひく謝承の『後漢書』に

其曾祖本齐国臨淄人。官至蜀郡属国都尉。武帝時、徙強宗大姓、不得族居、将三子移居山陰、因遂家焉。

とある。前漢武帝代に齊の臨淄から山陰県に移住したという鄭氏は元來、華北の旧県臨淄の強宗大姓であったらしい。会稽山陰への鄭氏の移住は、族居の禁を避けるための豪族的移住の事例といえよう。後漢初期の会稽の隠士嚴光（一名遵、字子陵）も、北来士人である。『後漢書』逸民列伝七三には、「会稽余姚の人」と記されるが、『後漢書集解』で沈欽韓が指摘するように、かれは南陽郡新野出身と思われる。実際に嚴光は後漢の光武帝や司徒侯霸と特別に親しい間柄であったし、前述の循吏任延が十九才で会稽に着任したとき、

時天下新定、道路未通。避乱江南者皆未還中土、会稽頗称多士。（任）延到、皆聘请高行如董子儀・嚴子陵等、敬待以師友之礼。（中略）是以郡中賢士大夫、争住宦焉。<sup>19</sup>

と嚴光らを礼遇しているのは、嚴光が高徳の士であったというだけでなく、南陽郡宛県出身の任延にとっては著名な

同郡出身の先賢であったのである。

また会稽烏傷の楊氏の場合は、『後漢書』列伝二八楊璇伝に、

楊璇字機平、会稽烏傷人也。高祖父茂、本河東人、從光武征伐、為威寇將軍、封烏傷新陽鄉侯。建武中、就国、伝封三世、有罪国除。因而家焉。

とあり、楊氏は河東出身であるが、武功により封侯され土着化したものようである。楊璇の父楊扶は交趾刺史、兄楊喬は尚書となり、楊璇も靈帝代、零陵太守・渤海太守・尚業僕射に累遷した冠族であった。

これらの華北士人が南遷して土着化した他に、後漢代に華北の政争・戦乱を避けて南下し、一時的に会稽郡に滞在し、在地豪族と交渉をもったものが少なくなかったと思われる。このことは前掲の任延伝に「乱を江南に避ける者、皆いまだ中土に還らず、会稽すこぶる多士を称す」とあることから知られるところであるが、実際に『後漢書』を検すると、王莽の大乱を避けて江南へ客寓したと伝えられるのは沛郡童亢の大儒桓榮だけである。その後明帝代の琅邪郡の学者王望、章帝代の扶風の隱士梁鴻、安帝代の沛国の士人旋延などが、呉県その他に來ているが、華北士人の会稽山陰地方への客寓が明らかな事例は後漢末の靈帝代以降に散見される。

桓榮は、長安で歐陽尚書の学を修め、師の九江の朱普が没すると九江に帰葬して徒衆数百人を教授したが、『後漢書』列伝三七桓榮伝に

莽敗天下乱、(桓)榮抱其經書、与弟子逃匿山谷、雖常飢困、而講論不輟。後復客授江淮間。建武十九年、年六十余、始辟大司徒府。

とあり、琅邪の王望についても『後漢書』列伝二九、同伝に

王望字慈郷、客授会稽、自議郎遷青州刺史。

とある。他郷に客授することは、光武帝代に南陽郡安衆の宋均が二度にわたって潁川に客授している例があり、以後南陽・潁川士人の交渉が進んでいることから知られるように、儒学を通して他地域の士人との交流が行なわれ、礼教的意識の伝播をもたらされるものである。桓榮は、高弟の子章の何湯の推薦で、欧陽博士に任ぜられ、また王望が東萊の王扶、彭城の劉郎らと議郎となったのは、明帝代の尚書僕射であった会稽山陰の鍾離意の推薦によるものである。華北士人の流寓・客授による南北士人の交渉が後漢初期よりかなり広く行なわれていたことは確かであろう。安帝代の旋延は、『後漢書』列伝卷三六、王忠伝注引謝承書に

延字君子、蕪人也。少為諸生、明於五經。……後到吳郡海鹽。取卒日直、賃作半路亭父以養其母。是時吳会未分。山陰馮敷為督郵、到吳。延持箒往、敷知其賢者、下車謝。

とあるように、山陰の馮敷の知遇を受けている。また博学高節の隱士梁鴻の場合も、かれは羈陵山中で「耕織を業となし、詩書を詠み、弹琴して以て娛しむ」自適の生活を捨てて齊・魯の間に遊び、ついで呉に流寓して賃舂によって生計を立てていたが、大家の臯伯通にその非凡さを見抜かれて礼遇され、その庇護のもとで書十余篇を著したといわれる。<sup>(21)</sup>この大家臯伯通の態度は、後漢初期の呉の地方の士人社会が高徳者を礼遇する風があったことを示すもので、前述の循吏任延伝にも、郡中の賢士大夫が尊敬していた竜丘萇という高士を、会稽都尉任延は一年がかりで御氣嫌伺いをして議曹祭酒に迎えたという話が伝えられている。

後漢末靈帝代以降の客寓士人としては、まず陳留圉出身の大儒蔡邕があげられる。かれは靈帝末、中常侍王甫の弟王智と対立して讒せられ、その難を逃れるため、十二年間にわたって呉会に流移した。<sup>(22)</sup>前述桓榮の五世の孫桓曄も、初平中、賓客を従えて会稽に難を避けたが、揚州刺史劉繇や会稽太守王朗の餉給をことわり、山陰県の故鍾離意の家に止住した。<sup>(23)</sup>また同じころ会稽上虞に客寓した袁忠は、孟氏易の大家袁安の四世の孫で、汝南の冠族袁紹の従祖弟に

当る。兄袁閔・弟袁弘は、家門の富盛であるのを恥じて隠棲したが、袁忠は同郡の范滂とともに禁錮された清流士人である。<sup>(24)</sup> 蔡邕は、郎中として東觀に在ったとき、会稽山陰の士人韓説と『後漢記』の撰述に従い、また熹平四年(175)から、五官中郎將堂谿典、光祿大夫楊賜、諫議大夫馬日磳らと六經の文字を校訂し、蔡邕自筆の石經を洛陽の太学門外に残しているが、この石經校訂事業にも会稽の韓説が参加しており、両者はとくに親しい間柄であったといわれる。<sup>(25)</sup> 会稽に亡命中の蔡邕は、犍為郡に二十年間遊学し、杜撫から韓詩を学んだ会稽山陰の趙曄と知り合い、趙曄が著した『詩細歷神淵』を読み、王充の『論衡』よりすぐれていると激賞し、これを洛陽に伝えたので、京師の学者は皆これを誦習したという。<sup>(26)</sup> また『後漢書』列伝三九王充伝の注に引かれる『袁山松書』によれば、充の著作『論衡』は、蔡邕が入呉するまでは中原に知られていなかったので、『論衡』を手に入れた蔡邕はこれを秘玩し、つねに談助となしたといわれる。

以上、後漢代の華北の名士・大儒の江南への客授・客寓をみると、それは必ずしも、先進的中原文化の後進地域への伝播という図式でとらえられるものだけでなく、開發の歴史が古い会稽地方では、光武帝代の鐘離意をはじめ、明帝・章帝代の鄭弘、和帝代の王充、順帝代の賀循ら会稽出身者が天下の名士・大儒として活躍していたことが知られ、また、意外に会稽士大夫と、北來の清流派士人との交渉が密接であったことが注意されるのである。

それでは、会稽郡の士人社会はどの程度に成長していたであろうか。『呉志』卷十二虞翻伝の注に引く杜預の『会稽典録』に、山陰県の朱育が、かつて虞翻が挙げたという漢代の名士として、山陰の陳囂・鄭公・鐘離意・趙曄、上虞の王充・綦母俊・孟英・魏少英・朱公、句章の董黯・梁宏・鄭雲・王脩、余姚の駟勲・伍隆、鄞の任光、章安の黃他、烏傷の楊喬の十八名を列挙している。いま、これらの士人の一々について考証する違はないが、かれら会稽の在地の豪族勢力の士族化は、管見にふれる限りでは、門生故吏関係をを通じて、各地の士人との連繫をもち、華北士大夫

社会に聞こえる名士となっていたものである。例を明帝代、太尉にまで昇進した鄭弘にとると、山陰の鄭弘は同郡出身の焦贛の門生であり、焦贛が楚王英の謀反に加わった嫌疑をかけられたときのことを『後漢書』列伝二三、鄭弘伝には

(焦) 贛被収捕、疾病於道亡没、妻子閉繫詔獄、掠考連年。諸生故人、懼相連及、皆改变姓名、以逃其禍。(鄭) 弘、独髡頭負鉄鎖、詣闕上章、為贛訟罪。顯宗(明帝)覺悟、即赦其家属。弘躬送贛喪及妻子、還鄉里。由是顯名。

とあり、身を挺して焦贛の冤罪を晴らし、且つ贛の喪を送り遺族のために尽したことが、名声を得る理由となっている。門生故吏が師や挙将のために「死生患難の間に周旋する」ことは、つとに清の趙翼が指摘する通り、名節の士としての声誉を得る手段であった。<sup>(27)</sup> 鄭弘はまた山陰県靈文郷の裔夫から督郵となり、当時の会稽太守であった京兆の第五倫によって孝廉に挙げられ、尚書令、大司農・太尉に累遷した。鄭弘が挙将第五倫に対して故吏としての礼を尽したことを同伝に

元和元年(84)、代鄧彪為太尉。時挙将第五倫為司空、班次在下。每正朔朝見、弘曲躬而自卑。帝問知其故、遂聽置雲母屏風、分隔其間。

と記している。ちなみに、後漢末、世乱を避けて会稽に來た臨淮淮陰の步騭は会稽の豪族焦矯に冷遇されたとして、『吳志』卷七步騭伝に次のようにみえる。

会稽焦征羌、郡之豪族、人客放縱。(步) 騭与(衛) 旌求食其地。懼為所侵、乃共脩刺奉瓜、以献征羌。征羌方在内臥、駐之移時。旌欲悉去。騭止之曰「本所以來、畏其疆也。而今舍去、欲以為高、祇結怨耳。」良久、征羌開牖見之、身隱几坐帳中、設席致地、坐騭・旌於牖外。旌愈恥之、騭辞色自若。征羌作食、身享大案、殺膳重沓、以小盤飯与騭・旌、惟菜茹而已。旌不能食。騭極飯致飽乃辞出。



同伝注にひく『呉録』によれば、焦矯はかつて汝南の征羌令であったと記されるから単なる土豪ではなく、士人であったと思われるが、前述の明帝代に没落した焦贛の一族であるかどうかは明らかでない。北来士人步騭らに対する焦矯の傲慢な態度は、いかにも人客放縦な地方小土豪的で、任俠的豪族や礼教的豪族のそれとは極めて対照的であるが、一般に門生故吏関係で結ばれる後漢の士人社会では、むしろ積極的に北土を厚遇したと思われる。靈帝代、孝廉に挙げられ、尚書郎右丞・会稽東部都尉となった呉郡錢唐の全柔の子全琮について、『呉志』卷十五、全琮伝に、

(全) 柔嘗使琮齎米数千斛到呉、有所市易。琮至皆散用、空船而還。柔大怒。琮頓首曰、「愚以所市非急。而士大夫方有倒鼎之患。故使振贍、不及啓報。」柔更以奇之。是時中州士人避乱而南、依琮居者以百數。琮傾家給濟、与共有無、遂顯名遠近。

とある。錢唐の全氏は任俠的豪族でとり立てて論ずるほどの名族ではないが、それでも苦境にある北来の士大夫数百人を家産を傾けて振恤して名声を博している。門生故吏関係を通じて天下の士人となっている会稽の右族大姓が、郷党に振恤して恩徳を称される礼教的豪族であったことは一々、例証するまでもないが、会稽北部の豪族社会は、全琮のような任俠的豪族や焦矯に似た貨殖的豪強などの多様なものであったと思われる。このような会稽の豪族勢力を背景とする士大夫社会から、後漢末の党錮事件にかかわった魏朗が出現する。

党人として宦官政府批判を行なった清流派士人の大部分が兗州・予州出身者で占められていたことは、この運動がその地域の礼教的豪族の与論に支えられていたことを示すが、会稽上虞魏朗の場合にもその背景にそうした会稽の豪族社会の輿論を考えられるであろうか。『後漢書』党錮伝五七、魏朗伝によると、

魏朗字少英、会稽上虞人也。少為県吏。兄為郷人所殺。朗白日操刀報讎於県中、遂亡命到陳国。從博士郤仲信学春秋圖緯。又詣太学受五經、京師長者李膺之徒、争從之。(中略)尚書令陳蕃薦朗公忠亮直、宜在機密。復徵為尚書。

会被党議、免歸家。

とある。右によれば、魏朗は孝廉出身者でなく、いわば任俠型の豪族から門生故吏關係を通じて立身している。すなわち亡命して清流派士人の淵藪である予州陳国に至り、儒学を学び学問を通じて潁川の李膺と交わり、ついで汝南の陳蕃の推薦で尚書となっている。『後漢書』党錮伝序では、李膺・荀翌・杜密・王暢・劉祐・趙典・朱寓らと共に「八俊」の列に加えられているが、魏朗が清流派士人として党議にかかり、天下の英俊と目されるに至ったのは、一に先進地域の河南士人の清議の世界におけるものであり、出身地の会稽郡における郷論を背景とするものではない。たしかに後漢の会稽郡は華北からの移住漢人によりはやくから豪族勢力が発展しており、初期の光武帝代から、山陰の鐘離氏・鄭氏をはじめとして、後漢の中央政界に活躍した士人を次々と輩出している。しかし、それらは、循吏として活躍した会稽太守や相ついだ北來客寓士人との交渉による門生故吏的士人社会の形成であり、したがって、会稽郡にみられた逸民的人士の存在、儒学の普及、さらには、振恤行為にみられる輕財貴義や礼教的意識も、河南豪族社会で形成されたものがいわばできあいのものとしてとり入れられたものといえることができる。

後漢末の予章南昌の処士徐穉は太学の諸生となり、陳蕃・胡広・郭林宗ら中原の名士に重んじられたが、「四たび孝廉に察せられ、五たび宰府に辟され、三たび茂才に挙げられ<sup>(28)</sup>」ても応じなかった人物である。予章太守時代に徐穉と親交をもった陳蕃が、延熹二年(159)桓帝に予章の徐穉・汝南の袁闓・京兆の韋著を薦めてその優劣を問われたとき、

(陳)蕃対曰、(袁)闓生公族、聞道漸訓、(韋)著長於三輔、礼義之俗、所謂不扶自直、不鏤自雕。至於(徐)穉者、爰自江南卑薄之域。而角立傑出、宜当為先。<sup>(29)</sup>

と中原の冠族出身者に比べ、士人層の卑薄な江南での学徳ある英才がいかに育ち難いかを述べている。会稽上虞の清

流士人魏朗も同じような「江南卑薄の域」の士人であって、会稽郡の士大夫社会の主体的な所産とは見做し得ないものである。

## 五 結 語

以上、後漢代の会稽郡が、蛮族勢力の強い地域であり、会稽郡北部の漢人社会は、それら蛮族の脅威にさらされた漢人植民地であったこと、そしてこのように会稽の漢人植民地が江南の未開な辺境地域に設けられた第一線基地であったために、後漢中ごろの統計では、漢人の入植開発が進んだ呉郡・丹陽郡・予章郡や豪族の成長により人口が漸減した九江・廬江郡ともちがって比較的安定した人口を維持していたことを考察した。さらに、この地域にみられる礼教主義や士人層の形成とくに清流派士人の出現は、先進地域の名士との交渉によって可能となったものであることを明らかにした。

そうはいっても、その大部分が未開発な後漢代の江南においては、会稽郡北部の漢人社会が呉郡呉とともに先進開発地域であったことは言うまでもないであろう。後漢末、江東に進出して呉・会の地を得た孫策は自ら会稽太守を称してここを本拠とし、また東晋初期の蘇峻の乱で健康が灰燼に帰した折も、三呉の豪族は会稽に首都を遷すことを請うているように、<sup>(30)</sup>会稽は最も開発の進んだ江南の要地であったのである。

後漢代に以上のような位置を占めていた会稽郡北部の漢人社会が、一層の発展を遂げるのは、第一に、会稽南部の蛮族が鎮撫されて郡県化が進行し、フロンティアラインが南下した結果、会稽がその第一線基地でなくなり、第二には華北の漢人が大量に南下して土著し、豪族勢力が伸長するという状況においてである。後漢末の動乱期から三国呉の時代は、まさしくそのような歴史的情况に当る。孫呉政権の山越討平によって会稽郡南部には臨海郡・東陽郡・建

安郡がたてられ、その領域には一八県にのぼる新県が増置されており、また土着豪族勢力の上層に、会稽の四姓に数えられる孔氏・魏氏・虞氏・謝氏や賀氏などの名族が勢力を張り、士大夫化した郡姓となっているのである。

## 注

- (1) 宇都宮清吉氏「劉秀と南陽」(『漢代社会経済史研究』一九五五、弘文堂) 参照。
- (2) 鶴間和幸氏「漢代豪族の地域的性格」(『史学雑誌』八七一―二、一九七八) 参照。
- (3) 佐竹靖彦氏「漢代十三州の地域性」(『歴史評論』三五七、一九八〇) 参照。
- (4) 川勝義雄氏「シナ中世貴族政治の成立について」(『史林』三三―四、一九五〇) 『六朝貴族制社会の研究』(一九八二、岩波書店) に収録。
- (5) 勝村哲也氏「後漢における知識人の地方差と自律性」(『中国中世史研究』一九七〇、東海大学出版会)。佐竹靖彦氏「中国古代の家族と家族的社会秩序」(『人文学報』都立大学、一四一、一九八〇) 参照。
- (6) 渡辺信一郎氏「漢六朝期における大土地所有と経営」(『東洋史研究』三三一―二、一九七四)。
- (7) 多田狷介氏「中国古代史研究覚書」(『史艸』一二、一九七一) 参照。
- (8) 渡辺信一郎氏「仁孝―あるいは二七世紀中国におけるイデオロギー形態と国家」(『史林』六一―二、一九七八) 「清―あるいは二七世紀中国におけるイデオロギー形態と国家」(『人文学術報告』京都府大三一、一九七九) 参照。
- (9) 川勝義雄氏「漢末のレジスタンス運動」(『東洋史研究』二五―四、一九六七) 『六朝貴族制社会の研究』に収録。
- (10) 拙稿「呉の四姓について」(『歴史における民衆と文化―酒井忠夫先生古稀祝賀記念論集』一九八二、国書刊行会)。
- (11) 『漢書』卷六武帝紀、元封元年十月条。
- (12) 『後漢書』百官志五、州郡条。
- (13) 『呉志』卷三孫亮伝、太平二年条。
- (14) 西島定生氏は『火耕水耨について』(『中国经济史研究』一九六六、東京大学出版会) で直播休閒説を主張されるが、米田賢次郎氏は「応劭『火耕水耨』注よりみたる後漢江淮の水稲技術について」(『史林』三八―五) の中で直播連作説を主張される。これらの「火耕水耨」をめぐる研究の状況については、渡部忠世・桜井由躬雄篇『中国江南の稲作文化―その学際的

研究』(一九八四、日本放送出版協会)のシンポジウム討論記録が参考になる。

- (15) この記事は『太平御覧』卷六六注引『会稽記』をあげたが、前段は『元和郡県図志』卷二六、後段は『太平寰宇記』卷九六に引用されている。なお、『夷堅志』卷二九に「会稽鏡湖、在唐時広袤三百里。後來貪民盜占為田。今之視昔、不及十分之一」とある。

- (16) 拙稿「三国時代の江南豪族について」(立正大学人文科学研究年報九、一九七〇)参照。

- (17) 『後漢書』酷吏列伝六七、樊曄伝。

- (18) 牧野巽氏「漢代における家族の大きさ」(『漢学会雑誌』三十一、一九三五)参照。

- (19) 『後漢書』循吏列伝六六、任延伝。

- (20) 『後漢書』列伝三一、宋均伝。

- (21) 『後漢書』逸民列伝七三、梁鴻伝。

- (22) 川勝義雄氏は前掲、「漢末のレジスタンス運動」の中で、陳留圉県の富殖型豪族と蔡邕の知識人的在り方の矛盾を指摘される。『後漢書』列伝五〇下、蔡邕伝によると、呉会に於った十二年間に「往来して太山の羊氏に依った」というが、党人羊陟と蔡邕との交渉は、上虞の魏朗が党人であることと考えあわせると、呉会士人と清流派士人の関係が蔡邕をパイプとして持続していたことが知られる。

- (23) 『後漢書』列伝一七、桓曄伝。

- (24) 『後漢書』列伝三五、袁忠伝。

- (25) 『後漢書』方術列伝七二下、韓説伝。

- (26) 『後漢書』儒林列伝下、趙曄伝。

- (27) 趙翼『二十二史劄記』卷五、「東漢尚名節」。なお、門生故吏の研究としては鎌田重雄氏『秦漢政治制度の研究』(一九六二日本学術振興会)第二章「漢代の門生・故吏」。前掲、川勝義雄氏『六朝貴族制社会の研究』第五章「門生故吏関係」がある。

- (28) 『後漢書』列伝四三、徐穉伝、注引謝承書。

- (29) 同前、徐穉伝。

- (30) 『晋書』卷六五、王導伝。

- (31) 拙稿「三国時代の江南とくに揚州について」(『山崎先生退官記念東洋史学論集』一九六七、大安)

(32) 『世説新語』賞誉篇。また『晋書』卷七八、孔沈伝にも「是時、(孔)沈、与魏顓・虞休・虞存・謝奉、為四族之儔。」とある。